

No. 3

令和8年（6月）

第2回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 3 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算 (第 9 号))	財 政 課	1
第 3 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号))	財 政 課	6
第 3 7 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	1 0
第 3 8 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	1 8
第 3 9 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	保 険 年 金 課	2 2
第 4 1 号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例	市 民 課	2 7
第 4 2 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課	2 8
第 4 3 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資 産 税 課	3 6
第 4 4 号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例	ス ポ ー ツ タ ウ ン 推 進 課	3 7
第 4 5 号	熊谷市立地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	市 民 活 動 推 進 課	3 9
第 4 6 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立妻沼図書館改修建築工事)	熊 谷 図 書 館 (契 約 課)	4 0
第 4 7 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事)	教 育 総 務 課 (契 約 課)	4 1
第 4 8 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事 (2 期))	教 育 総 務 課 (契 約 課)	4 2
第 4 9 号	財産の取得について (籠原南三丁目地内公共施設用地)	施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課	4 3
第 5 0 号	財産の取得について (災害対応特殊救急自動車)	警 防 課 (契 約 課)	4 5

第 5 1 号	財産の取得について (高度救命処置用資機材等)	警 防 課 (契約課)	4 6
第 5 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管 理 課	4 7
第 5 3 号	市道路線の認定について	管 理 課	4 8
第 5 4 号	市道路線の廃止について	管 理 課	5 0

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和7年度熊谷市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和7年度熊谷市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度熊谷市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	人件費	505千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策事業	55,301千円
		ゾーン30整備事業	12,425千円
		道路整備事業	123,417千円
		池上地区「道の駅」関連道路整備事業	91,390千円
		通学路整備事業	130,253千円
10 教育費	4 都市計画費	橋りょう整備事業	72,861千円
		(仮称)桶春地区産業団地整備計画検討・調査事業	59,169千円
		籠原駅南口線道路改良事業	44,692千円
		中央公園荒川緑地管理運営経費	5,956千円
		別府沼公園・妻沼運動公園等管理運営経費	12,455千円
		小中学校GIGAスクール構想事業	19,504千円
		小学校施設整備事業	76,338千円

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,329千円	物価高対応子育て応援手当支給事業	15,233千円
7 商工費	1 商工費	物価高対応食料品等支援事業	895,622千円	物価高対応食料品等支援事業	1,002,304千円

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正
予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和7年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和7年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	40,310千円

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 区画整理費	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	59,300千円	上之土地区画整理実施事業	178,678千円

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削り、第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1

項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）、第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2の表中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に、「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に、「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に、「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に、「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に、「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に、「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に、「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「附則第15条第25項第

1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、法附則第15条第25項第4号イの項から法附則第15条第25項第4号ハの項までを削り、「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に、「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に、「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に、「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49

号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削り、同項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び

第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号、第 17 条第 3 項第 2 号、第 18 条第 5 項第 2 号、第 19 条第 2 項第 2 号、第 20 条第 2 項第 2 号、第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに附則第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後

の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(熊谷市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 熊谷市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し及び同項の表中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同項の表中「附則第15条第14項ただし書」を「附則第15条第13項ただし書」に、「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に、「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第8項の見出し及び同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する

特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第21項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える改正規定中「とする。」の次に「ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。」を加える。

第22条第1項の改正規定中「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「エに掲げる額を減額して得た額」を「エ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」に改め、同項第1号に次のように加える改正規定中エの次に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
80円

第22条第1項第2号の改正規定中「第22条第1項第2号ア」を「第22条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア」に改め、同項第1号に次のように加える改正規定中エの次に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
57円

第22条第1項第3号の改正規定中「第22条第1項第3号ア」を「第22条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア」に改め、同号に次のように加える改正規定中エの次に次のよ

うに加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第
1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
23円

第22条第3項の改正規定中「加え」の次に「、同項第1号中「第24
条の30の5」を「第24条の30の6」に改め」を加え、同項に次
の2号を加える改正規定中「2号」を「3号」に改め、同改正規定中
第8号の次に次のように加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者
につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等
割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ
ては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の
1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に
属する月数を乗じて得た額

第22条第3項に次の2号を加える改正規定の次に次の改正規定を
加える。

第22条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する
日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未
満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対し
て課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当
該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した
被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした
場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、
当該被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に相当する額を

減額して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例

熊谷市印鑑条例（平成 1 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「出入国管理及び難民認定法」等の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置された端末機により印鑑登録証明書の交付申請を行う場合に用いるものとして特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 2 号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）

をいう。次号及び次項第3号において同じ。) (退職手当等 (第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。) 又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。) の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者 (当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。) であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。) 若しくは特定親族 (合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定す

る特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第90条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において前項第1号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

第90条第3項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、前年度において第1項第2号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2の表法附則第15条第24項第1号イの項から法

附則第15条第24項第1号ニの項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同表法附則第15条第24項第2号の項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同表法附則第15条第24項第3号イの項及び法附則第15条第24項第3号ロの項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同表に次のように加える。

法附則第15条の11第1項	3分の1
---------------	------

附則第10条の4の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共

用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第8条及び附則第10条の2の改正規定、附則第10条の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」

に改める部分に限る。)並びに附則第3条第1項及び第3項の規定
公布の日

(2) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条
の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条
の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和
9年1月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規
定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定
(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に
改める部分を除く。)並びに次条第3項の規定 令和10年1月1
日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の熊谷市税条例(以下「新条例」という。)第36条の
3の3第1項及び第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行
の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第
36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前
に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の同項の規
定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、令和9年度以後の年度分
の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税
については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税
義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則
第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に
関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用

し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 6 3 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 9 0 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 9 年度分以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 8 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴う固定資産税の家屋及び償却資産に係る免税点の引上げ等を行うとともに、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の継続に関する規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 3 号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の表に次のように加える。

法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項	3 分の 1
-----------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の割合を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 4 号

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立体育施設条例（平成 1 7 年条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「空調設備」の次に「並びに附属設備」を加える。

第 1 8 条第 2 項及び第 2 2 条第 1 項中「別表第 5 まで」の次に「及び規則」を加える。

別表第 4 和室の項の次に次のように加える。

空調設備	1 回につき 1 0 0 円
------	----------------

別表第 4 備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 の次に次のように加える。

5 空調設備 1 回の利用時間は、1 時間とする。

別表第 5 会議室の項の次に次のように加える。

空調設備	1 回につき 1 0 0 円
------	----------------

別表第 5 備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 の次に次のように加える。

5 空調設備 1 回の利用時間は、1 時間とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定並びに第 1 8 条第 2 項及び第 2 2 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立江南体育館及び熊谷市立籠原体育館の空調設備の利用料金

の上限額を定めるとともに、附属設備の利用料金等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 5 号

熊谷市立地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
熊谷市立地域コミュニティセンター条例（平成 1 7 年条例第 1 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンターの項を
削る。

別表熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンターを廃止したいので、
この案を提出するものであります。

議案第46号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立妻沼図書館改修建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市妻沼東一丁目1番地 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 屋上防水改修工事
(3) 外壁改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 229,900,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 熊谷市肥塚1410番地
株式会社 アケボノ
代表取締役 細 田 健 一 |

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

熊谷市立妻沼図書館改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第47号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市中央一丁目1番地 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 塗装改修工事
(3) 建具改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 427,460,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 熊谷市上根102番地
田部井建設株式会社
代表取締役 田部井 俊 一 |

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期） |
| 2 | 場 所 | 熊谷市佐谷田1030番地 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 塗装改修工事
(3) 建具改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 150,700,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市村岡306番地1
株式会社 ケーゲーエム
代表取締役 小林正裕 |

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第49号

財産の取得について

次のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

- 1 目 的 公共施設用地
- 2 場所、地積等 別紙のとおり
- 3 取得予定価格 686,000,000円

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

西部地区における将来的な公共施設の集約等に必要となる公共施設用地として取得したいので、この案を提出するものであります。

別紙

土地の所在	地番	地目	地積 (平方メートル)	土地の所有者	
				住所	氏名
熊谷市籠原南三丁目	15番1	宅地	7,847.37	東京都江東区豊洲五丁目6 番36号	株式会社 プロテリアル
〃	15番3	〃	2,431.89	〃	〃
合計	2筆		10,279.26		

議案第50号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的 | 災害対応特殊救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 3 | 取得価格 | 20,097,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市銀座七丁目51番地
埼玉トヨタ自動車株式会社 熊谷店
店長 関根英機 |

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

災害対応特殊救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 5 1 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的 | 災害対応特殊救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 高度救命処置用資機材等 1組 |
| 3 | 取得価格 | 22,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市北区東大成町二丁目637番地1
日本船舶薬品株式会社 関東営業所
所長 河内 理 |

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

災害対応特殊救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 5 2 号

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解することについて、議決を求める。

1 損害賠償の額及び内容

1, 780, 273 円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

令和 7 年 1 1 月 3 日（月）午後 2 時 1 0 分頃、銀座二丁目 2 3 2 番地先において、市道 1 0 9 号線上に植えられていた街路樹が強風により倒れ、走行中の相手方車両に接触した。

これにより、相手方車両を損傷させたため、自動車修理費及び代車費用を賠償し、和解したいので、この案を提出するものであります。

議案第 53 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

道路用地の売払いに伴い廃止する路線の一部区間を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 60622 号線	上之字吉原 3 0 6 8 番 4 地先	
		上之字吉原 3 0 7 7 番 2 地先	

議案第 5 4 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 60088 号線	上之字吉原3081番1地先	
		上之字吉原3068番4地先	
2	市道 80294 号線	佐谷田字提灯塚2986番1地先	
		佐谷田字提灯塚2989番地先	

